

規制シート

(別紙1)

190194902100002

平成27年2月27日

規制の名称	通訳案内士資格	所管府省	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	観光庁観光資源課長 長崎 敏志
規制目的	通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>・通訳案内士でない者は、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行うことを業として行ってはならない。</p> <p>・通訳案内士の資格を取得するためには、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>	関連する予算	通訳ガイド制度の充実・強化(平成26年度予算19百万円)
規制の最近の改廃経緯	<p>通訳案内士の地域・言語面の偏在等を補完するため、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、試験合格を要することなく、一定区域内に限り、有償ガイドを行うことを可能とする特例制度を創設し、これまで対象地域を順次拡大(※)。</p> <p>(※)総合特区法に基づく特例措置が平成24年度から施行されて以降、福島復興再生特措法、沖縄振興特措法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、中心市街地活性化法においても同様の特例を措置。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	これまでの累次に渡る特例制度によっては、申請可能な地方公共団体が限られているため、より地域の実情に応じた「ご当地ガイド」が全国どの地方公共団体でも育成・確保できるよう、更なる特例措置を講じる予定。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	地域の実情に応じた言語ニーズ、地域に精通した歴史・文化等の知見をいかしたガイドニーズなどを踏まえ、地域をきめ細かく案内できる通訳ガイドを全国的に育成・確保を行うことにより、アジア諸国を中心とした訪日外国人旅行者の急増に伴うガイド不足の懸念に対応。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>